

議会運営委員会次第

令和5年3月23日(木)

1 委員長開議宣告

2 議長挨拶

3 議題

(1) 副議長の辞職について

(2) 最終日の日程について

(3) 閉会中の所管事務調査について

(4) その他

4 委員長散会宣告

一 括議題

	議員提出議案 第 2 8 号	防衛力増強より平和外交に力を尽くすよう求める意見書の提出について	
5	議員提出議案 第 2 9 号	認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出について	
	議員提出議案 第 3 0 号	新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書の提出について	
	議員提出議案 第 3 1 号	アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書の提出について	
	議員提出議案 第 3 2 号	女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を求める意見書の提出について	
	議員提出議案 第 3 3 号	食料安全保障の強化を求める意見書の提出について	
6	議員提出議案 第 3 4 号	松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
7	副議長の辞職について		
8	議員の派遣について		
9	所管事務の継続調査の許可について		

議案（予算・一般）・陳情討論者一覧

令和5年3月23日

種別	討論者氏名	議案・陳情	賛否	順位
議案 （予算）	松尾尚議員	第70号（一般・修正案）	反対	1
		第70号（一般・修正案を除く原案）～第81号（下水道）	賛成	
	ミール計恵議員	第70号（一般・修正案及び修正案を除く原案）～第72号（競輪）、第75号（介護）～第78号（相模台区画整理）、第80号（病院）	反対	2
		第70号（一般・修正案及び修正案を除く原案）～第81号（下水道）	賛成	3
	大和山太郎議員	第70号（一般・修正案及び修正案を除く原案）～第81号（下水道）	反対	4
		第70号（一般・修正案及び修正案を除く原案）、第77号（新松戸区画整理）、第78号（相模台区画整理）	賛成	5
	岡本優子議員	第70号（一般・修正案及び修正案を除く原案）～第81号（下水道）	反対	6
		第70号（一般・修正案及び修正案を除く原案）～第75号（介護）、第78号（相模台区画整理）～第81号（下水道）	賛成	7
	D E L I 議員	第77号（新松戸区画整理）	反対	
		第70号（一般・修正案及び修正案を除く原案）～第76号（後期）、第78号（相模台区画整理）～第81号（下水道）	賛成	8
	戸張友子議員	第77号（新松戸区画整理）	反対	
議案 （一般）		第83号（印鑑条例）	反対	1
工藤鈴子議員	第87号（こども家庭庁）、第88号（家庭的保育）、第91号（国保条例）	賛成	2	
	第93号（介護保険事業者選考委員会）	反対		
山口正子議員	第93号（介護保険事業者選考委員会）	反対	3	
増田薰議員	第95号（契約の締結）	賛成	4	
ミール計恵議員	第96号（訴えの提起）	反対	5	
原裕二議員	第96号（訴えの提起）	賛成	6	
山中啓之議員	第96号（訴えの提起）	反対	7	
陳情	石塚裕議員	陳情第9号（保育士配置の国基準の引き上げ）	反対	1
	山口正子議員	陳情第9号（保育士配置の国基準の引き上げ）	賛成	2
	工藤鈴子議員	陳情第9号（保育士配置の国基準の引き上げ）	賛成	3
	湯浅文議員	陳情第9号（保育士配置の国基準の引き上げ）	賛成	4

議案第94号	松戸市環境影響評価等業務委託プロポーザル選考委員会条例を廃止する条例の制定について	可決すべきもの	全会一致
議案第95号	契約の締結について	同意すべきもの	全会一致

○ 建設経済常任委員会

議案第85号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの	全会一致
議案第96号	訴えの提起について	同意すべきもの	多数意見

(陳情)

○ 健康福祉常任委員会

令和4年度 陳情第9号	「子どもたちのために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」の提出を求める陳情	不採択とすべきもの	多数意見
----------------	---	-----------	------

議員提出議案第24号

「原発回帰」へ突き進む「GX実現に向けた基本方針」を撤回する
よう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、経済産業大臣、GX実行
推進担当大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出す
る。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員 嶋 村 新 一
同 ミール 計 恵
同 山 口 正 子
同 宇津野 史 行

「原発回帰」へ突き進む「GX実現に向けた基本方針」を撤回する よう求める意見書

岸田文雄首相が議長を務めるグリーン TRANSフォーメーション（GX）実行会議が決めた新たな原発推進の基本方針は、これまで政府が「可能な限り原発依存度を低減する」としてきた立場を投げ捨て、原発再稼働の加速、老朽原発の運転期間延長と新規原発建設という原発推進へ大転換するものである。

国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会で、福島第一原発事故は、地震や津波の危険性を指摘されながら、原子力安全の監視・監督機能が崩壊していたことが事故の根本的原因だと断じられたが、その反省・教訓を顧みない原発推進の方針は認められるものではない。

福島第一原発事故では16万人以上が避難を余儀なくされ、今も多くの人々が苦しんでいる。「事故が起きたら誰の手にも負えない」「強い放射性物質で汚染されたらもう戻れない」などの状況に陥る極めて危険な原発は、日本のどこの地域・住民とも共存できないのは明白である。ところが政府は被災者の声に寄り添うどころか、国民的議論を経ることもなく、財界や原発業界・大手電力会社の強い要求を受入れて、原発推進へと方針転換しようとしている。このことは、福島第一原発事故を無かったことにし「安全神話」を再び呼び戻す非科学的暴挙としか言いようがない。

よって、本市議会は国に対し、「原発回帰」へ突き進む「GX実現に向けた基本方針」を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第25号

日本学術会議の独立性を奪う政府方針の撤回を求める意見書の提出
について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員 嶋 村 新 一
同 ミール 計 恵
同 山 口 正 子
同 宇津野 史 行

日本学術会議の独立性を奪う政府方針の撤回を求める意見書

岸田文雄政権は2022年12月6日「日本学術会議の在り方についての方針」を公表した。その中で、政府方針に基づき、できるだけ早期に関連法案の国会提出を目指すとしている。

2022年12月8日に開催された日本学術会議総会では、学術の独立性を損なう危険があると会員から強い批判が続出し、その後も学者・研究者らが相次いで政府方針の再考や撤回を求める声明等を発表している。

2020年10月に、日本学術会議が推薦した会員候補105名のうち6名を菅義偉前首相が任命拒否してから2年が経過した。特定の学者を理由を示さず排除することは「学問の自由」を侵害し、法治主義を壊す重大問題である。日本学術会議は、任命拒否に対し「任命されない理由の説明」と「速やかな任命」、「会員選任過程への不介入」を繰り返し要請し続けているが、岸田文雄首相に交代してもいまだに放置されたままである。

そして岸田文雄政権と自由民主党は「日本学術会議の在り方の見直し」を行うとして、あたかも日本学術会議に問題があるかのようなすり替えを行っている。日本学術会議を政府の政策推進のための「シンクタンク」化させるようなことは絶対に許されるものではない。

戦前、日本学術会議の前身「学術研究会議」が政府の御用機関と化し、侵略戦争に動員・協力させられた痛苦の反省から「学問の自由」と日本学術会議の独立性を保障してきたものである。

集団的自衛権の行使容認、敵基地攻撃能力の保有と5年間で43兆円もの大軍拡を進めるなど「新しい戦前」への危険性が叫ばれているときに、政権の意のままになる組織改編など、戦前のような誤りを繰り返してはならない。

よって、本市議会は国に対し、日本学術会議の独立性を奪う政府方針の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第26号

物価高騰から市民の暮らしと営業を守るための抜本的な対策を早急に講じるよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員 嶋 村 新 一
同 ミール 計 恵
同 山 口 正 子
同 宇津野 史 行

物価高騰から市民の暮らしと営業を守るために抜本的な対策を早急に講じるよう求める意見書

長期化するコロナ禍の下で景気低迷が続く中、ロシアによるウクライナ侵略を原因とする世界的な物価高騰により、市民の暮らしと営業は困難を極めている。

2022年12月の全国消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合で前年同月比4.0%と41年ぶりの高い伸びとなった。食料では食用油（33.6%）、エネルギーでは都市ガス（33.3%）、電気（21.3%）など、生活に欠かせない品目ほど大きく値上がりしている。物価の高騰はすべての国民の暮らしと営業を困難にしているが、とりわけ低所得世帯への影響は深刻である。

各国政府は自国民の暮らしや営業を守るため、すでに世界約100の国・地域で消費税（付加価値税）の減税等を実施・予定し、必要な対策を講じている。日本政府としても、現在の国民の置かれている深刻な状況に鑑み、市民の暮らしと営業を守るために緊急対策が求められている。

国民は、「消費税納税困難事業者への減免措置を実施する」「消費税を直ちに5%に引き下げ、インボイス制度は中止する」「生活困窮者への給付金は対象世帯を限定せず、支援を必要とする全ての世帯を対象にする」「学生への支援を拡充する」「中小企業への事業復活支援金給付額を持続化給付金並みに拡充し、家賃支援給付金を再支給する」「年金の物価上昇を上回る増額や後期高齢者の医療費窓口負担を引き下げる」ことなどを、切実に求めている。

よって、本市議会は国に対し、物価高騰から市民の暮らしと営業を守るために抜本的な対策を早急に講じるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第27号

給付型奨学金制度の見直しと教育費の負担軽減を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員 嶋 村 新 一
同 ミール 計 恵
同 山 口 正 子
同 宇津野 史 行

給付型奨学金制度の見直しと教育費の負担軽減を求める意見書

コロナ禍の影響で経済的な事情から生活困窮に陥り、修学が困難となっている学生が増加している。文部科学省の全国の国公私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校を対象とした調査では、2021年度のコロナ禍の影響による中退者は2,738人、休学者は5,451人に上るとされており、こうした学生への支援強化が求められている。

ところが、2020年度に開始した国の高等教育の修学支援新制度は、対象が低所得世帯の一部に限定されており、幅広く学生が十分活用できる制度になっていない。

2020年現在、約135万人の学生が、利用する奨学金の平均借入額は、300万円を超えており、奨学金を返済できず自己破産するケースも発生している。また、コロナ禍で支給された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』は、住民税非課税世帯の学生が20万円、それ以外の学生が10万円であったが、翌2021年度に創設された学生等の学びを継続するための緊急給付金は、一律10万円にとどまるものであった。

またOECD（経済協力開発機構）の2021年に公表された調査結果では、「日本は、OECD加盟国の中で、GDPに占める教育支出の割合が最も低い下位25%の国に入る」と指摘され、OECD加盟国の平均を下回っており、日本は教育に関わる私費負担の割合が極めて高くなっている。

このような中、奨学金の返済で経済的に困窮する若者を増やさないためにも、給付型奨学金制度の抜本的な見直しを行うとともに、教育予算を大幅に増額し、大学等の学費の引下げや授業料減免制度の拡充に取り組むことが急がれている。

よって、本市議会は国に対し、給付型奨学金制度の見直しと教育費の負担軽減を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第28号

防衛力増強より平和外交に力を尽くすよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、防衛大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員 ミール 計 恵
同 関 根 ジロー
同 宇津野 史 行
同 二階堂 剛

防衛力増強より平和外交に力を尽くすよう求める意見書

岸田文雄政権が2022年12月23日に閣議決定した2023年度予算政府案は総額114兆3,812億円であり、そのうち「防衛関係費」は「防衛力強化資金」への繰入れ3兆3,806億円を合わせると、10兆1,686億円となる。財務省も前年度比89%増と説明し、歳出総額の約9%が「敵基地攻撃能力の保有」に向けた異常で危険な予算案となっている。

岸田文雄首相は年頭所感で「防衛力の抜本的強化」の取り組みは、2022年末に閣議決定した「国家安全保障戦略」など安保関連3文書を踏まえてのものと表明したが、歴代政府が掲げてきた「専守防衛」原則を投げ捨て「敵基地攻撃能力の保有」に突き進むことは、戦後日本の安全保障政策を大転換することになる。これは憲法違反の危険極まりない「戦争準備」と言わざるを得ない。

政府は「専守防衛の範囲内」や「日本を守るためにもの」などと説明しているが、2015年に成立した安保法制は、歴代政府が違憲としてきた集団的自衛権行使を法的に可能にしたものであり、その狙いは米軍が海外で始めた戦争に自衛隊も参加させようとするものである。さらに「敵基地攻撃能力の保有」となれば、日本は集団的自衛権の発動により、米軍の支援のため日本から相手国へミサイル攻撃が可能な態勢をつくることになる。

これらは「専守防衛の範囲内」や「日本を守るためにもの」などではなく、米国の戦争に日本を巻き込むものであり、相手国からの報復攻撃の対象にされるのは明らかである。安全どころか、逆に日本国民を危険にさらすことにはならない。

今必要なのは、米軍戦略に追随して軍備増強を図ることではない。他の国と対立することや遮断・断絶することではなく、包摂的対話の枠組みをつくり、対話と協力によって地域の安定を図る外交的努力である。

よって、本市議会は国に対し、防衛力増強より平和外交に力を尽くすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第29号

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員 鷹野 聰
同 宇津野 史 行
同 織原 正 幸
同 末松 裕 人

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって、本市議会は国に対して、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のため、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、下記の事項について特段の取り組みを強く求めるものである。

記

- 1 認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が適切に対応するための認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
- 2 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のため、当事者や家族との連携を重視しながら、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 3 低所得者や圏域外の人々も含めた認知症グループホームへの入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 4 認知症のリスク低減につながる生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする知識や情報を提供する体制を整備すること。
- 5 認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための「(仮称)認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第30号

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組み
の強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別
紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員 石塚 裕
同 ミール 計 恵
同 鷹野 聰
同 宇津野 史 行
同 飯箸 公 明
同 織原 正 幸

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組み の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など仕事や学業の継続が困難になる方も多いと言われている。

後遺症は社会生活上非常に影響が大きく、例えば子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、急げていると捉えられてしまうおそれもある。

新型コロナウイルス感染症拡大から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症への向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

よって、本市議会は国に対し、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人ひとりの日常を守るために、下記事項について積極的な取り組みをするよう強く求めるものである。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（M E ／ C F S）との関連も含めた、実態調査を推進すること。
- 2 一部の医療機関で実施されているBスポット療法（E A T・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、Bスポット療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
- 3 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第31号

アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員 鷹野 聰
同 宇津野 史 行
同 二階堂 剛
同 織原 正 幸
同 末松 裕 人

アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書

現在、アスベストの健康被害が生じた場合は「労働者災害補償保険制度（労災保険制度）」による補償や、石綿健康被害救済法や建設アスベスト給付金制度による給付金等が支給されている。しかしアスベストによる健康被害は今も増え続けており、アスベストの健康被害を受けた方々からは、一日も早い治療法の確立が求められている。

また今後は、アスベスト建材の使用ピークから約50年が経過し、当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体もピークとなる。

よって、本市議会は国に対し、今後のアスベストによる健康被害者の治療法の一日も早い確立と、アスベスト被害の発生防止に向け、下記事項について全力で取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 アスベストによる健康被害者の治療や進行抑制に効果のある研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
- 2 地域の建築物におけるアスベストが含まれる建材の使用の有無の事前調査と解体・処分までの追跡調査を強化すること。
- 3 改正大気汚染防止法施行による建物の解体などにおける飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第32号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を求める意見書
の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員	ミール	計	恵
同	D	E	L
同	関	根	ジロー
同	原	裕	二
同	宇津野	史	行
同	二階堂		剛

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を求める意見書

昭和54年、国際連合総会は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は昭和60年、この条約を批准した。令和4年10月現在、189カ国が締約国となっている。

平成11年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国際連合総会で決議・採択され、平成12年12月末に発効している。令和4年10月現在、条約締約国189カ国のうち115カ国が女性差別撤廃条約選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

女性差別撤廃条約選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような女性差別撤廃条約選択議定書を批准することにより、締約国は、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は、女性差別撤廃条約選択議定書の審議に参加し決議に加わったものであるが、日本は男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2022」では146カ国中116位となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、本市議会は国に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を進めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第33号

食料安全保障の強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員 D E L I
同 関根ジロー
同 原裕二
同 二階堂剛

食料安全保障の強化を求める意見書

コロナ禍からの経済回復や北米・南米での異常気象による不作、中国の輸入需要の増加に伴う穀物やエネルギー需要の拡大などにより、原油や化学肥料原料に加え、穀物についても国際価格が高騰しており、食料や農業生産に必要な資材の多くを輸入に依存してきた我が国の食料安全保障上のリスクが顕在化しつつある。

さらにウクライナ情勢の長期化により、状況は厳しさを増すことも予想されており、過度な輸入依存から脱却し、国内農業の持続性を確保した食料安全保障対策の強化は我が国の喫緊の課題となっている。

しかし食料安全保障の強化は時間をする課題であり、農業者の経営継続を図る当面の措置に加え、中長期の視点を持った取組を進める必要がある。

よって、本市議会は国に対し、我が国の食料安全保障強化のために、国内農業生産の安定を確保するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第34号

松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月22日提出

松戸市議会議員	ミール	計	恵
同	鷹野	聰	
同	松尾	尚	
同	大塚	健	児
同	大谷	茂	範
同	原	裕	二
同	渋谷	剛	士
同	二階堂		剛
同	飯箸	公	明
同	織原	正	幸
同	末松	裕	人

提 案 理 由

松戸市行政組織条例の改正に伴い、常任委員会の所管について所要の変更を行うため。

松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

松戸市議会委員会条例（昭和41年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（常任委員会の名称、所管及び委員の定数）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 　<u>健康福祉部</u>、福祉長寿部、子ども部、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 建設経済常任委員会 　経済振興部、街づくり部、建設部、水道事業及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>3 （略）</p>	<p>（常任委員会の名称、所管及び委員の定数）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 　<u>健康医療部</u>、福祉長寿部、子ども部、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 建設経済常任委員会 　経済振興部、街づくり部、<u>都市再生部</u>、建設部、水道事業及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>3 （略）</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月23日

議員の派遣について

松戸市議会会議規則第167条第1項の規定により次のとおり派遣する。

記

- 1 派遣目的 おおき循環センター「くるるん」について
- 2 派遣場所 福岡県三潴郡大木町
- 3 派遣期間 令和5年3月24日（金）
- 4 派遣議員 石塚 裕、田中 瞳生

令和5年3月23日

議員の派遣について

松戸市議会会議規則第167条第1項の規定により次のとおり派遣する。

記

- 1 派遣目的
 - ・清掃工場「えこみつと」について（水戸市）
 - ・茨城県公認VTuber「茨ひより」さんについて（茨城県）
 - ・ICTを活用した防災ボランティアセンターの運営について（茨城県）
- 2 派遣場所 茨城県水戸市、茨城県
- 3 派遣期間 令和5年3月28日（火）
- 4 派遣議員 石塚 裕、柿沼 光利、田中 瞳生、岡本 優子

令和5年3月23日

議員の派遣について

松戸市議会会議規則第167条第1項の規定により次のとおり派遣する。

記

- 1 派遣目的 · 庁舎建て替えについて（高知市）
 · 庁舎建て替えについて（土佐市）
- 2 派遣場所 高知県高知市、高知県土佐市
- 3 派遣期間 令和5年3月28日（火）～令和5年3月29日（水）
- 4 派遣議員 大橋 博

令和5年3月23日

議員の派遣について

松戸市議会会議規則第167条第1項の規定により次のとおり派遣する。

記

- 1 派遣目的 なごやかエンディングサポート事業について
- 2 派遣場所 愛知県名古屋市
- 3 派遣期間 令和5年3月30日（木）
- 4 派遣議員 二階堂 剛、関根 ジロー

令和5年3月23日

議員の派遣について

松戸市議会会議規則第167条第1項の規定により次のとおり派遣する。

記

- 1 派遣目的 なごやかエンディングサポート事業について
- 2 派遣場所 愛知県名古屋市
- 3 派遣期間 令和5年3月30日（木）
- 4 派遣議員 原 裕二

退職理事者への花束贈呈及び写真撮影について

- 日 時 令和5年3月23日（木）昼休憩時
- 場 所 本会議場
- 退 職 者 4人
- 記念撮影 ※記念写真撮影グループの順

○退職理事者（4人）

・街づくり部長	福 田 勝 彦
・建設部長	宇佐美 明 彦
・消防局長	山 崎 武
・監査委員事務局長	渡 部 俊 典

※記念写真撮影グループ

1	市民クラブ	13人
2	公明党	10人
3	はじめの会	5人
4	政策実現フォーラム・社民、立憲民主党	7人
5	日本共産党、無所属	9人



令和5年松戸市議会3月定例会

議事日程第5号

令和5年3月23日 午前10時開議

日程	事 件 名	備考
1	議案第70号 令和5年度松戸市一般会計予算	一括議題
	議案第71号 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計予算	
	議案第72号 令和5年度松戸市松戸競輪特別会計予算	
	議案第73号 令和5年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計予算	
	議案第74号 令和5年度松戸市駐車場事業特別会計予算	
	議案第75号 令和5年度松戸市介護保険特別会計予算	
	議案第76号 令和5年度松戸市後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第77号 令和5年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計予算	
	議案第78号 令和5年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計予算	
	議案第79号 令和5年度松戸市水道事業会計予算	
	議案第80号 令和5年度松戸市病院事業会計予算	
2	議案第81号 令和5年度松戸市下水道事業会計予算	一括議題
	議案第82号 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第83号 松戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第84号 松戸市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第85号 松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第86号 松戸市戸定歴史館条例及び松戸市立博物館条例の一部を改正する条例の制定について	

		議案 第 87 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
		議案 第 88 号	松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
		議案 第 89 号	松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	2	議案 第 90 号	松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
		議案 第 91 号	松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
		議案 第 92 号	松戸市介護認定審査会条例の一部を改正する条例の制定について
		議案 第 93 号	松戸市介護保険事務等委託業務事業者選考委員会条例の制定について
		議案 第 94 号	松戸市環境影響評価等業務委託プロポーザル選考委員会条例を廃止する条例の制定について
		議案 第 95 号	契約の締結について
		議案 第 96 号	訴えの提起について
3	令和4年度 陳情第9号	「子どもたちのために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」の提出を求める陳情	
4	議員提出議案 第 24 号	「原発回帰」へ突き進む「GX実現に向けた基本方針」を撤回するよう求める意見書の提出について	
	議員提出議案 第 25 号	日本学術会議の独立性を奪う政府方針の撤回を求める意見書の提出について	
	議員提出議案 第 26 号	物価高騰から市民の暮らしと営業を守るための抜本的な対策を早急に講じるよう求める意見書の提出について	
	議員提出議案 第 27 号	給付型奨学金制度の見直しと教育費の負担軽減を求める意見書の提出について	

委員会審査結果一覧

(予算議案)

○予算審査特別委員会

議案第70号	令和5年度松戸市一般会計予算修正案 (共通部分を除く)	否 決すべきもの	多数意見
	令和5年度松戸市一般会計予算修正案 (共通部分)	可 決すべきもの	多数意見
	令和5年度松戸市一般会計予算修正案を 可決した部分を除く原案	可 決すべきもの	多数意見
議案第71号	令和5年度松戸市国民健康保険特別会計 予算	可 決すべきもの	多数意見
議案第72号	令和5年度松戸市松戸競輪特別会計予算	可 決すべきもの	多数意見
議案第73号	令和5年度松戸市公設地方卸売市場事業 特別会計予算	可 決すべきもの	全会一致
議案第74号	令和5年度松戸市駐車場事業特別会計予算	可 決すべきもの	全会一致
議案第75号	令和5年度松戸市介護保険特別会計予算	可 決すべきもの	多数意見
議案第76号	令和5年度松戸市後期高齢者医療特別会計 予算	可 決すべきもの	多数意見
議案第77号	令和5年度松戸市松戸都市計画事業新松戸 駅東側地区土地区画整理事業特別会計予算	可 決すべきもの	多数意見
議案第78号	令和5年度松戸市相模台地区土地区画整理事業 特別会計予算	可 決すべきもの	多数意見
議案第79号	令和5年度松戸市水道事業会計予算	可 決すべきもの	全会一致
議案第80号	令和5年度松戸市病院事業会計予算	可 決すべきもの	多数意見
議案第81号	令和5年度松戸市下水道事業会計予算	可 決すべきもの	全会一致

(一般議案)

○ 健康福祉常任委員会

議案第82号	松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決すべきもの	全会一致
議案第87号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可 決すべきもの	全会一致
議案第88号	松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可 決すべきもの	全会一致
議案第89号	松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可 決すべきもの	全会一致
議案第90号	松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可 決すべきもの	全会一致
議案第91号	松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可 決すべきもの	全会一致
議案第92号	松戸市介護認定審査会条例の一部を改正する条例の制定について	可 決すべきもの	全会一致
議案第93号	松戸市介護保険事務等委託業務事業者選考委員会条例の制定について	可 決すべきもの	多数意見

○ 教育環境常任委員会

議案第83号	松戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	可 決すべきもの	多数意見
議案第84号	松戸市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	可 決すべきもの	全会一致
議案第86号	松戸市戸定歴史館条例及び松戸市立博物館条例の一部を改正する条例の制定について	可 決すべきもの	全会一致

令和5年五月議事録

